

糸島市補助金設計書

所管課 秘書広報課

補助金名称	光ファイバー網整備事業費補助金
区分	奨励・支援的事業補助
該当例規等	糸島市光ファイバー網整備事業費補助金交付規程

【長期総合計画体系】

基本目標 4 __快適に暮らすことができる安全・安心のまちづくり

政策 2 __情報通信基盤の整備

施策 __情報通信技術を活用した質の高い市民サービスを提供する

1 補助の目的

光回線未整備地域（福吉地域、怡土地域）に光回線が利用できる環境を構築することにより、情報格差の解消を促進するとともに、携帯電話回線と併せて、情報通信手段の二重化を図る。

2 成果指標

市内の光回線の普及率

事業開始時：91%

事業完了後：99%

3 補助対象事業・補助対象者

補助対象事業

総務省の無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱（平成17年11月25日付総基移第380号。以下「総務省補助金交付要綱」という。）に規定されている伝送用専用線設備整備助成事業による補助金（補助率3分の1。以下「国庫補助金」という。）を受けて実施される伝送用専用線設備の整備事業

補助対象者

補助期間内に事業完了が見込める整備事業者として、市が決定した電気通信事業者

4 補助対象(外)経費

総務省補助金交付要綱の別表第1「8無線システム普及支援事業（伝送用専用線設備整備助成事業に限る。）」の部において、「施設・設備費」として定める経費とする。ただし、消費税及び地方消費税相当額は含まない。

5 補助率・補助限度額、積算根拠

補助額 補助対象経費から国庫補助金及び電気通信事業者負担分を控除した額以内

限度額 予算で定める額（148,000千円） 補助対象経費見積額の50%以上

例外適用 適用区分A

いずれの電気通信事業者も、採算が取れない地域の独自整備は行わないという方針であることから、整備を促進するために、国庫補助の対象経費から国の補助金を除いた部分（補助対象経費の3分の2）の一部を市が補助する。

積算根拠 総務省の補助金要望調査時に提出した見積書による。

148,000千円=補助対象経費266,800千円-国庫補助金88,900千円-事業者負担29,900千円

6 補助期間（期間終了後の継続及び終了の判断は、必要性や成果等の検証により行う）

令和元年度（1年間）